

# 香川県報



号 外

平成 16 年

1 月 29 日（木曜日）

香川県規則第四号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条情報政策課の項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行に関する事。

五 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の施行に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

香川県告示第三十七号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務の実施に関する要綱を次のように定める。

平成十六年一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

電子署名に係る地方公共団体の認証業務の実施に関する要綱

（趣旨）

第一条 この要綱は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号、以下「法」という。）の規定に基づき電子署名に係る地方公共団体の認証業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（電子証明書発行申請書）

第一条 法第三条第二項の申請書は、電子証明書発行（更新）申請書（第一号様式）によるものとする。

（電子証明書失効申請書）

## 目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例の施行期日を定める規則 （情報政策課） 一

●香川県行政組織規則の一部を改正する規則 （ " " ）

### 告 示

●電子署名に係る地方公共団体の認証業務の実施に関する要綱 （情報政策課）

## 規 則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例の施行期日を定める規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例（平成十五年香川県条例第六十号）の施行期日は、平成十六年一月二十九日とする。

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月二十九日

第三条 法第九条第二項において準用する法第三条第一項の申請書は、電子証明書失効申請書(第二号様式)によるものとする。

(電子証明書の更新の申請)

第四条 利用者は、電子証明書の更新の申請(当該電子証明書の有効期間の満了の日の三月前の日から当該満了の日までの間に、法第九条第一項の規定による当該電子証明書の失効を求める旨の申請)当該電子証明書が記録された法第三条第四項に規定する電磁的記録媒体を提出する場合に限る。(及び同条第一項の規定による電子証明書の発行の申請を同時に行つたことをいう。)を行おうとするときは、前条の規定にかかわらず、第一号様式によることができる。

(秘密鍵漏えい等届出書)

第五条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の届出書は、秘密鍵漏えい等届出書(第三号様式)によるものとする。

(身分証明書)

第六条 法第四十七条第三項の証明書は、第四号様式によるものとする。

附 則

この要綱は、平成十六年一月二十九日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

電子証明書発行申請書  
更新

年 月 日

香川県知事 殿

申請者氏名 印  
(代理人)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第3条第1項  
第3条第1項及び第9条第1項 の

規定により、次のとおり電子証明書の発行を受けたい  
更新をしたい ので申請します。

本人	ふりがな			
	氏名			
	住所			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	電話番号	( )		
	備考	画面上に正確に表示されない文字 無・有 ( )		
代理人	氏名			
	住所			
	電話番号	( )		

- 注1 「電子証明書の発行」とは住民基本台帳カード等のICカードに電子証明書を記録することをいい、「電子証明書の更新」とは電子証明書の有効期間の満了の日の3月前の日から当該満了の日までの間に当該電子証明書を失効させ、同時に、新たな電子証明書の発行を行うことをいいます。
- 2 「電子証明書の更新」の際には、電子証明書を記録した住民基本台帳カード等のICカードが必要です。持参していない場合には、「電子証明書失効申請書」を併せて提出してください。
- 3 本人欄の備考には、本人の氏名及び住所をコンピュータに入力する際、画面上に正確に表示されない文字がある場合には、「有」の箇所を で囲むとともに、当該画面上に正確に表示されない文字及びその文字に代えて使用する文字を記載してください。  
例：吉 吉
- 4 この申請書の提出を代理人が行うときは、代理人欄に必要事項を記載してください。
- 5 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

事務処理記載欄

受付担当者名		受付年月日	年 月 日
通信の有無	破棄又は職権による失効の有無	発行手数料額	
1 無	1 無	円	
2 有 ( )回	2 有 ( )回		
通信を行わなかった理由、破棄若しくは職権による失効を行った理由又は発行手数料を無料とする理由			

第2号様式（第3条関係）

（日本工業規格A列4番）

## 電子証明書失効申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 氏 名 印  
(代理人)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり電子証明書を失効したいので、申請します。

本 人	ふりがな			
	氏 名			
	住 所			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	電話番号	( )		
代 理 人	氏 名			
	住 所			
	電話番号	( )		
備 考	電子証明書のシリアル番号を確認できるもの 無 ・ 有 ( )			

注1 備考欄には、申請に係る電子証明書が記録された住民基本台帳カード等のICカード、申請に係る電子証明書の写し（住民基本台帳カード等のICカードに記録されている電子証明書を印字したもの）等の電子証明書のシリアル番号を確認できるものを持参している場合には、「有」の箇所を で囲んでください。また、電子証明書のシリアル番号が分かる場合には、その番号を( )内に記載してください。

2 この申請書の提出を代理人が行うときは、代理人欄に必要事項を記載してください。

3 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

## 事務処理記載欄

受付担当者名		受付年月日	年 月 日
--------	--	-------	-------

第3号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

## 秘密鍵漏えい等届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 氏 名 印  
(代理人)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり秘密鍵が漏えいし、滅失し、若しくはき損し、又は秘密鍵を記録した住民基本台帳カード等のICカードが使用できなくなったので、届け出ます。

本 人	ふりがな			
	氏名			
	住所			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	電話番号	( )		
代 理 人	氏名			
	住所			
	電話番号	( )		
備 考	電子証明書のシリアル番号を確認できるもの 無 ・ 有 ( )			

- 注1 備考欄には、届出に係る電子証明書が記録された住民基本台帳カード等のICカード、届出に係る電子証明書の写し(住民基本台帳カード等のICカードに記録されている電子証明書を印字したもの)等の電子証明書のシリアル番号を確認できるものを持参している場合には、「有」の箇所を で囲んでください。また、電子証明書のシリアル番号が分かる場合には、その番号を( )内に記載してください。
- 2 この届出書により、届出に係る電子証明書は、失効されます。
- 3 この届出書の提出を代理人が行うときは、代理人欄に必要事項を記載してください。
- 4 届出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

## 事務処理記載欄

受付担当者名		受付年月日	年 月 日
--------	--	-------	-------

第4号様式(第6条関係)

(表面)

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写  真	所 属 職 名 氏 名
------------	-------------------

上記の者は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第47条第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

6センチメートル

(裏面)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(抜粋)

(報告及び立入検査)

第47条 略

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。